様式１（第２条関係）

（表面）

納入済通知書兼領収書 （納付書）	納入者	住所		
		氏名		
右記のとおり納入してください。 年　月　日 十勝圏複合事務組合長　印		年度	一般会計	
		款）	項）	
		目）	節）	
納入場所		金　額		
		内容		
右記の金額領収しました。	領収印	納付期限	年　月　日	
		担当課	納入番号	

（納入者控）　　十勝圏複合事務組合

（裏面）

納入済通知書	納入者	住所		
		氏名		
右記のとおり領収したので 通知します。 十勝圏複合事務組合 会計管理者　様		年度	一般会計	
		款）	項）	
		目）	節）	
		金　額		
		内容		
	領収印	納付期限	年　月　日	
		担当課	納入番号	

（収納代理→指定→会計管理者）　　十勝圏複合事務組合

様式１の２（第２条関係）

納入通知書兼領収書　㊞

口　座　番　号	加　入　者
	十勝圏複合事務組合会計管理者

〒

様

年度		調定番号

担当課

金額　円

摘要

会計
款
項
目
節
細節

納期限

上記の通り納入してください
年　月　日
十勝圏複合事務組合長

上記の金額を領収しました。	領収日付印

（納入者保管）

※納付場所等については、裏面をご覧ください。

納付書　㊞

口　座　番　号	加　入　者
	十勝圏複合事務組合会計管理者

〒

様

年度		調定番号

担当課

金額　円

摘要

会計
款
項
目
節
細節

上記のとおり納付します。	領収日付印

（金融機関保管）

納入済通知書　㊞

口　座　番　号	加　入　者
	十勝圏複合事務組合会計管理者

〒

様

年度		調定番号

担当課

金額　円

摘要

会計
款
項
目
節
細節

発　行　日	納　期　限
年　月　日	

上記のとおり収納したので 通知します。 十勝圏複合事務組合会計管理者　様 指定金融機関 帯広信用金庫 取りまとめ店 帯広信用金庫　本店	領収日付印

（十勝圏複合事務組合保管）
（収納代理→指定金→会計管理者）

様式２（第２条関係）

授業料納付督促書

第　　期生 氏名

上記学生の　　年度（前期・後期）帯広高等看護学院授業料　　円が未納となっていますので、帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第２条第５項の規定により督促します。　　年　　月　　日までに納入してください。

年　　月　　日

学生氏名　　様

第一保証人　　様

第二保証人　　様

十勝圏複合事務組合
組合長　　印

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、十勝圏複合事務組合長に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、十勝圏複合事務組合を被告として（訴訟において十勝圏複合事務組合を代表する者は十勝圏複合事務組合教育委員会となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式３（第７条関係）

授業料・入学料減免申請書

年　　月　　日

十勝圏複合事務組合長　　様

本　人　第　　学年（　　期）
氏　名

第一保証人
氏　名
第二保証人
氏　名

下記のとおり授業料、入学料の減免を申請します。

記

申請	項　目	内　　容
	授業料	年　　月分～　　年　　月分 合計　　円
	入学料	円

※　「申請」欄の該当項目に○を付けてください。

減免申請理由（具体的、詳細に記載して下さい。）

様式４（第８条関係）

授業料・入学料減免決定（却下）通知書

年　　月　　日

様

十勝圏複合事務組合
組合長　　印

年　　月　　日付で申請のあった授業料又は入学料の減免について、
下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

	項　目	内　　容
申請内容		
結果	決　定　　却　下	
理由		

※
この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、十勝圏複合事務組合長に対して審査請求をすることができます。
また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、十勝圏複合事務組合（訴訟において十勝圏複合事務組合を代表する者は十勝圏複合事務組合教育委員会となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。
なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

備考
※印の教示は、授業料又は入学料の減免決定の場合は、削除するものとする。

様式５（第９条関係）

授業料・入学料減免取消通知書

年　　月　　日

様

十勝圏複合事務組合
組合長　　印

帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第８条の規定により、下記のとおり減免していましたが、その理由が消滅したので、　年　月　日から授業料・入学料の減免を取り消します。

記

申請	項　目	内　　容
	授業料	年　　月分～　　年　　月分 合計　　円
	入学料	円

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、十勝圏複合事務組合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、十勝圏複合事務組合（訴訟において十勝圏複合事務組合を代表する者は十勝圏複合事務組合教育委員会となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式６（第11条関係）

授業料徴収猶予申請書

年　　月　　日

十勝圏複合事務組合長　　様

本　人　第　　学年（　　期）
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第一保証人
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
第二保証人
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり授業料の徴収猶予を申請します。

記

項　目	内　　容	猶予期間
授業料	年　　月分～　　年　　月分 合計　　円	年　　月　　日まで

徴収猶予申請理由（具体的、詳細に記載して下さい。）

様式７（第12条関係）

授業料徴収猶予通知書

年　　月　　日

様

十勝圏複合事務組合
組合長　　印

年　　月　　日付で申請のあった授業料の徴収猶予について、
下記のとおり承認したので、通知します。
なお、猶予の理由が消滅した場合にはすみやかに申し出て下さい。

記

項　目	内　　容	猶予期間
授業料	年　　月分～　　年　　月分 合計　　円	年　　月　　日まで

様式８（第13条関係）

授業料徴収猶予取消通知書

年　　月　　日

様

十勝圏複合事務組合
組合長　　印

帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第１２条の規定により、下記のとおり徴収を猶予していましたが、その理由が消滅したので、　年　月　日から授業料の徴収の猶予を取り消します。

記

項　目	内　　容
授業料	年　　月分～　　年　　月分 合計　　円

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、十勝圏複合事務組合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、十勝圏複合事務組合（訴訟において十勝圏複合事務組合を代表する者は十勝圏複合事務組合教育委員会となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。